

小布施町福祉医療費給付金制度について

町では、18歳に到達する年度までの子ども、一定の要件に該当する障がい者、母子家庭および父子家庭にかかる医療費の負担を軽減し、福祉の増進を図ることを目的に、保険診療の自己負担分の一部を助成しています。「福祉医療費受給者証」（以下、受給者証）を送付しますので、県内の医療機関（薬局を含む）を受診する際には、必ず提示するようにしてください（学校や園でのケガの場合は除く）。

なお、出生から18歳に到達する年度末までの子ども（障がい児、母子・父子家庭等の子どもを含む）は、平成30年8月診療分から窓口支払が1レセプトあたり最大300円となりました。

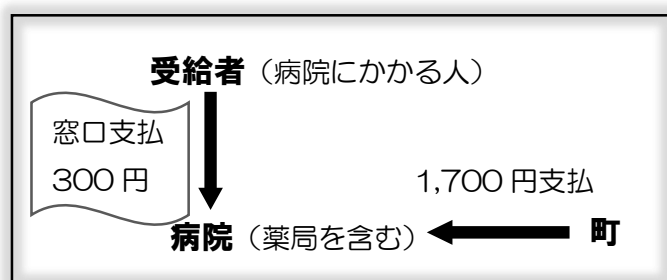
1 資格要件

- ・ 出生から18歳に到達する年度末までの子ども
 - ・ 母子・父子家庭等の母、父、および子ども
 - ・ 身体障害者手帳3級以上
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳2級以上
 - ・ 療育手帳B1以上
- に該当する方

小布施町では、一か月、一つの医療機関（入院・外来別）の保険診療分ごと（これを1レセプトといいます）に300円を自己負担金としていただいております。

2 福祉医療費の給付方法

- ① 満18歳に到達する年度まで間の子ども（障がい児、母子・父子家庭等の子どもを含む）の場合
（例：医療費10,000円、自己負担（2割）2,000円の場合）



- ② そのほかの場合



窓口支払が300円のみ（現物給付方式といいます）にならない場合は以下のとおりです。

- ・ 県外の医療機関を受診した場合
- ・ 現物給付方式に対応していない医療機関を受診した場合
- ・ あんま・マッサージ指圧師、はり・きゅう師に施術を受けた場合

→領収書とご印鑑をお持ちのうえ、役場福祉係の窓口にて支給申請をしてください。

3 資格に関するご注意

- ① 障がい者・母子・父子家庭等の受給資格をお持ちの方

毎年所得による資格判定を行いますので、受給者証の有効期限は原則7月31日です。新しい受給者証は、資格判定後、毎年7月中に発送します。

- ② 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

対象となる診療は、通院のみです。入院の際には受給者証を提示しないでください。

4 その他のご注意

① 子どもの受給者証の記載について

小布施町では、未就学児（～6歳まで）にたいして、入院時の食事療養費を助成しています。

受給者証の記載	自己負担金	入院時食事療養費	助成あり	⇒ 0～6歳（に到達する年度末）まで
			助成なし	⇒ 6歳以上

② 高額療養費等について

医療費が高額となった際には、ご加入の健康保険から「高額療養費」や「付加給付金」が給付される場合があります。詳しくは、ご加入の健康保険または職場へお問い合わせください。

これらの給付金は福祉医療費給付金制度とは重複して給付できないため、小布施町国民健康保険以外の健康保険に加入している方で、一つの医療機関で月額 21,000 円以上をお支払いされた場合は、原則として町から健康保険に高額療養費等の照会をします。このため、ご加入の健康保険に変更があった場合には、必ず役場福祉係の窓口で変更の申請をしてください。

③ 学校や園でのケガの場合

学校や園でのケガや疾病で医療機関を受診したときは、学校で掛けている保険（日本スポーツ振興センター災害共済）からの給付対象になる場合があります。対象となった場合、自己負担金の返還に加え見舞金として 1 割の額が支給されます。学校や保育園・幼稚園等にお問い合わせください。

また、この場合は福祉医療費給付金制度の対象外となりますので、福祉医療費の受給者証は提示しないでください。

④ 国や県の公費負担医療の受給者証をお持ちの方

国や県の公費負担医療の受給者証をお持ちの方は、保険証、福祉医療費受給者証と一緒に国や県の公費負担医療の受給者証を医療機関で提示してください。

⑤ 小布施町から転出した場合

小布施町から転出した場合は、速やかに受給者証を返還してください。

5 福祉医療費貸付制度について

町民税非課税世帯の方で、医療機関等で医療費の支払いが困難な場合は、福祉医療費給付金の範囲内の金額で貸付が受けられます。貸付希望の方は、役場福祉係にご相談ください。

6 登録内容に変更があった場合

福祉医療費受給者証をお持ちの方が次のいずれかに該当したときは、受給者証とご印鑑をお持ちのうえ役場福祉係へ届出をしてください。

- ・加入している健康保険に変更があったとき（新しい健康保険証をお持ちください）
- ・受給資格の要件に該当しなくなったとき（転出等）
- ・住所または氏名に変更があったとき

病院にかかったときは、忘れずに見せてください

★小布施町福祉医療費給付金制度についてのお問い合わせは
小布施町役場 健康福祉課 福祉係 まで
Tel 026-214-9108 (直通)
Mail fukushi@town.obuse.nagano.jp

